

長崎養生所、明治元年の醫術研究の布告、維新後に於ける一般醫療施設の發達、等に關する資料。

七、公衆衛生の回顧

(1) 防疫 日本民族古來の流行病患者及び屍體等不淨に接觸禁忌と齋戒沐浴の美風、古代日本人の疫病原因觀と祭祀、佛敎渡來後の防疫加持祈禱、痘瘡・麻疹の流行、西洋醫學の渡來と防疫思想の變化、痘瘡と隔離及び種痘法、コレラ・チフス・赤痢の流行、醫制及び傳染病豫防規則の制定、檢査法の實施、明治維新後一般衛生施設の發達、等に關する資料。

(2) 給排水・汚物處理 上古の氷室、奈良朝の路傍掘井、鎌倉時代義井の創設、江戸時代の掘貫井戸、江戸の給水路、玉川上水、各時代の廁の構造及汚物搬出法の變遷、高野山往時の配給水施設、等に關する資料。

(3) 浴場 道後温泉・有馬温泉等の開拓、平安朝の各地大湯屋の建設、鎌倉時代施浴の普及、江戸時

代の錢湯・温泉浴・潮湯治とその衛生的意義、等に關する資料。

(4) 墓葬 上古の喪屋、葉家移轉の風、土葬・水葬墳墓の制、佛敎の渡來と火葬、明治時代墓葬規則の公布、墓葬衛生の進歩、等に關する資料。

附帶事業

展覽會開會中、陳列現場の説明、専門家の講演等を併せ行ふ。

尙、本人口問題研究所に於ても「我が國人口の發展」に關する圖解資料を出品したが、その内容數字を掲ぐれば次の如くである。

我が國人口の發展

古代——約一千年前	約 三九〇萬人
崇峻天皇時代	約 四九九萬人
推古天皇時代	約 四九九萬人
中世——約六百年前	約 九七五萬人
文治年間	約 九七五萬人

天正年間 約一八〇〇萬人  
近世——約二百年前

享保年間 約二六〇〇萬人  
寶曆年間 約二六〇〇萬人

現代

明治五年 三三〇〇萬人  
明治卅八年 四五〇〇萬人  
昭和十一年 一〇一四〇萬人  
内地 七二〇〇萬人  
外地 三〇一〇萬人

獨逸統計局の世界人口集計(二)

獨逸統計局の集計になる世界各國の面積及人口は別掲の如くである(Wirtschaft und Statistik 1929 Nr. 5 所載)。なほ原表に於けるアルハベットの順の配列は之を最近人口數による順位に變更せり。

世界各國の面積及人口

世界總計	面積 (單位方里 <sup>2</sup> )	調査年次	總人口	内、男子	先行人口調査との間の年平均増加又は減少率(%)
ヨロツバ	114,000,000	—	—	—	—
ソ聯	22,000,000	—	—	—	—
邦(歐洲)	10,000,000	—	—	—	—
邦(亞洲)	10,000,000	—	—	—	—

最近の公簿又は推定人口

出所(年)	總人口 (單位千)	人口密度 (平方里 <sup>2</sup> 1人)
一九三八	2,395,000	21.1
一九三八	2,395,000	21.1
一九三八	2,395,000	21.1

R S F S R	五、四二一、四〇〇	一九三九	一、一七	二、七三〇、二七一	一、一元	一九三九	一、一	一、九七一
ウ ク ラ イ ナ	四、四四三、四〇〇	一九三九	一、一七	三、〇九〇、一三三	〇・五三	一九三九	一、一	三、九二五
白 ロ シ ア	三、八〇〇	一九三九	一、一七	五、五七九、九七六	〇・五三	一九三九	一、一	四、〇二
波 蘭 内 勢 力 圏	二、〇〇〇	一九三一・一二・九	一、一七	二、五〇〇、〇〇〇	〇・五三	一九三九	一、一	三、〇〇〇
獨 逸	六、六一、〇〇〇	一九三九	一、一七	一、一七	〇・五三	一九三九	一、一	一、三三〇
一九三九年人口調査地域 (メーメル、ダンチヒ、新東部地方、オイペン、マルメヂ及モレスネを除く)	五、八三三、四〇八	一九三九	一、一七	九、三三四、四〇八	〇・六三	一九三九	一、一	一、三六〇
保護領ボヘミア及モラヴィア	四、八、九七九	一九三〇・一二・一	一、一七	六、七五五、一四七	〇・五三	一九三九	一、一	一、三六〇
獨逸國及保護領合計	七、〇〇、〇〇〇	一九三〇・一二・九	一、一七	一〇、〇〇〇、〇〇〇	〇・五三	一九三九	一、一	一、三六〇
占領中の波蘭に於ける總督領(推定)	九、五、〇〇〇	一九三〇・一二・九	一、一七	一〇、〇〇〇、〇〇〇	〇・五三	一九三九	一、一	一、三六〇
英 帝 國(歐洲の部)	三、五、三三〇	一九三一・四・二六	一、一七	三、九三三、七三七	〇・五三	一九三九	一、一	一、三六〇
大ブリテン及北アイルランド	二、四三三、九六〇	一九三一・四・二六	一、一七	二、四三三、九六〇	〇・五三	一九三九	一、一	一、三六〇
イングランド及ウェールズ	一、五、一〇五	一九三七・二・二八	一、一七	一、五、一〇五	〇・五三	一九三九	一、一	一、三六〇
スコットランド	七、七七一	一九三一・四・二六	一、一七	四、八四三、九六〇	〇・五三	一九三九	一、一	一、三六〇
北アイルランド	一、四、二四	一九三一・四・二六	一、一七	二、三三三、三三三	〇・五三	一九三九	一、一	一、三六〇
マン島及海峡諸島	七、七七一	一九三一・四・二六	一、一七	一、二七九、七三三	〇・五三	一九三九	一、一	一、三六〇
シ プ ラ ル タ ル	五	一九三一・四・二六	一、一七	一、二七九、七三三	〇・五三	一九三九	一、一	一、三六〇
マ ル タ	三、三三	一九三一・四・二六	一、一七	三、三三	〇・五三	一九三九	一、一	一、三六〇
アイルランド(アイル)	七、二、三三	一九三六・四・二六	一、一七	二、三三三、三三三	〇・五三	一九三九	一、一	一、三六〇
伊 太 利 帝 國(歐洲の部)	三、七、七三	一九三六・四・二六	一、一七	一、五、一〇、四四四	〇・五三	一九三九	一、一	一、三六〇
イ タ リ ー	三、〇、一三〇	一九三六・四・二六	一、一七	四、三九七、九〇一	〇・五三	一九三九	一、一	一、三六〇
ア ル バ ニ ア	二、七、五八	一九三〇・五・二五	一、一七	一、〇〇、〇七	〇・五三	一九三九	一、一	一、三六〇
佛 蘭 西	五、五〇、九八六	一九三六・三・八	一、一七	四、三九七、九〇一	〇・五三	一九三九	一、一	一、三六〇
ス ペ イ ン (カナリア諸島を含む)	五、〇、九三三	一九三〇・一一・三三	一、一七	三、三九七、七三三	〇・五三	一九三九	一、一	一、三六〇
ル イ マ ニ ア	二、五、〇、四九	一九三〇・一一・二九	一、一七	一、八、七三、七三	〇・五三	一九三九	一、一	一、三六〇

ユーゴスラビア	二四七、五三二	一九三一・三・三一	三、九四〇、〇三八	六、八九、六七	一・四八	官	一九四〇・一・一	一五、七〇〇	三〇・四
ハンガリー	一七、一四六	一九三〇・二・三一	一〇、三三六、六八	—	—	官	一九三九・七・一五	一〇、八三三	九・四
和蘭	五、〇八六	一九三〇・二・三一	七、九三三、五五	三、九四二、六七	一・四四	官	一九四〇・一・一	八、八三	二五・〇
ペルギー	三、〇七七	一九三〇・二・三一	八、〇九一、〇〇	四、〇〇七、四一	〇・八一	官	一九四〇・一・一	八、三九六	二七・二
ポランド (ラジス及マテイナ島を含む)	九、七六七	一九三〇・二・一	六、八三三、八三	三、三三三、八七	一・三三	官	一九三九・一・一	七、四六〇	八・三
ギリシア (アトリスを含む)	三、八八〇	一九二八・五・一六	六、三〇四、六四	三、〇七六、三三	—	官	一九三九・一・一	七、一〇七	四七・七
ブルガリア	一〇、一四六	一九三四・二・三一	六、〇七九、九三	三、〇三三、八九	一・〇〇	官	一九三九・一・一	六、三三二	六二・八
スウェーデン	四八、九三三	一九三五・二・三一	六、二二〇、五〇	三、〇九〇、四一	〇・五三	官	一九三九・一・一	六、三二〇	一四・一
スイス	四二、一五五	一九三〇・二・一	四、〇六六、四〇〇	一、九五八、三九	〇・四七	官	一九三九・一・一	四、一八七	一〇・四
フィンランド	三六、八〇一	一九三〇・二・三一	三、六六七、〇六七	一、八〇九、〇六	—	官	一九三八・七・一	三、八三五	一〇・〇
デンマーク	四三、九二九	一九三五・一・一	三、七〇九、三三	一、八三三、三三	〇・六	官	一九三九・一・一	三、七九三	八・八
フェル諸島	一、九一九	一九三五・一・一	三、七〇九、三三	一、八三三、三三	一・三	官	一九三八・一・一	三、七九三	一八・六
ノルウェー (梅ルウを除く)	三三、五九九	一九三〇・二・一	二、八二四、一四	一、三七、九二	〇・〇	官	一九三九・一・一	二、九三二	九・一
リトアニア	九、四七八	—	—	—	—	官	一九三九・一・一	二、八七九	四八・四
スロヴァキア	三六、二二六	一九三〇・二・一	二、四〇五、七八	—	—	非	一九四〇・一・一	二、六九一	七〇・六
ラトヴィア	六五、九一一	一九三五・二・二二	一、九〇九、五〇	九二二、〇三	〇・五	官	一九三九・一・一	一、九八一	三〇・一
トルコ (コカ) (ハタイを除く)	三三、九七五	一九三五・一〇・二〇	一、三二七、七三	六六、一四九	二・四四	官	一九三八・一・一	一、三三〇	五五・一
エストニア	七六、二七六	—	—	—	—	官	一九三八・一・一	二、六八〇	三三・〇
ルクセンブルグ	七、五九九	一九三四・三・一	二、二六八、四三	五八八、八八	〇・六	官	一九四〇・一・一	一、一三三	三三・六
アイスランド	二、五九六	一九三五・二・三一	三、六九三	一、四九四、三九	(二)〇・三	官	一九三八・一・一	三〇一	二六・三
アイスランド	一〇、八四六	一九三〇・二・二	一〇、八八一	五、五五三	一・六	官	一九三九・一・一	一、二	一・三
モナコ	一、五	一九三八・一・一	二、九五六	—	〇・五	—	—	—	—
サン・マリノ	六	(一九〇六)	—	—	—	—	—	—	—
リヒテンシュタイン	一、五九	一九三〇	一〇、三三	—	—	官	一九三七・一・一	三三	七五・五
アン道ラ	四四	—	—	—	—	官	一九三四	一	一五・七
ヴァチカン市	〇・四四	一九三三・一・三一	一、〇四	六七	—	—	—	—	—



米	領	報	香	マ	ポ	内	委任	バ	ト	日	内	臺	朝	韓	關	滿	滿	佛	佛	印	廣	委	シ	シ	リ	シ		
			港	ラ	ル	北	任	レ	ラ	本	地	灣	鮮	太	東	附	州	領	領	支	州	任	リ	リ	バ	バ		
			1,013	1,013	1,111	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
			1931	1931	1931	1931	1931	1931	1931	1931	1931	1931	1931	1931	1931	1931	1931	1931	1931	1931	1931	1931	1931	1931	1931	1931	1931	
			八四九,七五一	四,六五五,四六六	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇
			四九一,八九九	二,五九九,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇
			三・三	二・五	〇・四七	〇・四七	〇・四七	〇・四七	〇・四七	〇・四七	〇・四七	〇・四七	〇・四七	〇・四七	〇・四七	〇・四七	〇・四七	〇・四七	〇・四七	〇・四七	〇・四七	〇・四七	〇・四七	〇・四七	〇・四七	〇・四七	〇・四七	〇・四七
			官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官
			1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938
			一,〇一〇	五,二五四	九,五	二,九九	一,四七七	一,四七七	一,四七七	一,四七七	一,四七七	一,四七七	一,四七七	一,四七七	一,四七七	一,四七七	一,四七七	一,四七七	一,四七七	一,四七七	一,四七七	一,四七七	一,四七七	一,四七七	一,四七七	一,四七七	一,四七七	一,四七七
			九九七・〇	三九・八	四・四	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九	三・九

国名	1936年人口 (推定)	1937年人口 (推定)	1938年人口 (推定)	1939年人口 (推定)	1940年人口 (推定)	1941年人口 (推定)	1942年人口 (推定)	1943年人口 (推定)	1944年人口 (推定)	1945年人口 (推定)
フィリッピン諸島	2,963,655	1,939,000	2,594,400	2,963,655	3,200,000	3,400,000	3,600,000	3,800,000	4,000,000	4,200,000
トルコ (アジア部)	7,587,621	1,935,100	2,400,000	2,800,000	3,200,000	3,600,000	4,000,000	4,400,000	4,800,000	5,200,000
外に、ハタ	5,000,000	1,935,100	2,400,000	2,800,000	3,200,000	3,600,000	4,000,000	4,400,000	4,800,000	5,200,000
イラン	1,600,000	1,937,000	2,100,000	2,300,000	2,500,000	2,700,000	2,900,000	3,100,000	3,300,000	3,500,000
タイ	5,500,000	1,937,000	2,100,000	2,300,000	2,500,000	2,700,000	2,900,000	3,100,000	3,300,000	3,500,000
アフガニスタン	5,000,000	1,937,000	2,100,000	2,300,000	2,500,000	2,700,000	2,900,000	3,100,000	3,300,000	3,500,000
ネパール	1,500,000	1,937,000	2,100,000	2,300,000	2,500,000	2,700,000	2,900,000	3,100,000	3,300,000	3,500,000
スード・アラビア	1,100,000	1,937,000	2,100,000	2,300,000	2,500,000	2,700,000	2,900,000	3,100,000	3,300,000	3,500,000
イラク	3,000,000	1,934,000	2,100,000	2,300,000	2,500,000	2,700,000	2,900,000	3,100,000	3,300,000	3,500,000
ギリシャ	3,000,000	1,934,000	2,100,000	2,300,000	2,500,000	2,700,000	2,900,000	3,100,000	3,300,000	3,500,000
イタリヤ	4,000,000	1,936,000	2,100,000	2,300,000	2,500,000	2,700,000	2,900,000	3,100,000	3,300,000	3,500,000
イタリヤ (アジヤ部)	3,600,000	1,936,000	2,100,000	2,300,000	2,500,000	2,700,000	2,900,000	3,100,000	3,300,000	3,500,000
アフリカ	10,000,000	1,936,000	2,100,000	2,300,000	2,500,000	2,700,000	2,900,000	3,100,000	3,300,000	3,500,000
英帝 (アフリカ部)	5,000,000	1,936,000	2,100,000	2,300,000	2,500,000	2,700,000	2,900,000	3,100,000	3,300,000	3,500,000
南アフリカ	1,300,000	1,936,000	2,100,000	2,300,000	2,500,000	2,700,000	2,900,000	3,100,000	3,300,000	3,500,000
英領西アフリカ	1,200,000	1,936,000	2,100,000	2,300,000	2,500,000	2,700,000	2,900,000	3,100,000	3,300,000	3,500,000
同生諸島	300,000	1,936,000	2,100,000	2,300,000	2,500,000	2,700,000	2,900,000	3,100,000	3,300,000	3,500,000
ガンビヤ (植民地及保護領)	1,000,000	1,936,000	2,100,000	2,300,000	2,500,000	2,700,000	2,900,000	3,100,000	3,300,000	3,500,000
黄金海岸	3,000,000	1,936,000	2,100,000	2,300,000	2,500,000	2,700,000	2,900,000	3,100,000	3,300,000	3,500,000
ニジェリヤ (植民地及保護領)	8,000,000	1,936,000	2,100,000	2,300,000	2,500,000	2,700,000	2,900,000	3,100,000	3,300,000	3,500,000
シエラレオネ	500,000	1,936,000	2,100,000	2,300,000	2,500,000	2,700,000	2,900,000	3,100,000	3,300,000	3,500,000
英領東アフリカ	1,100,000	1,936,000	2,100,000	2,300,000	2,500,000	2,700,000	2,900,000	3,100,000	3,300,000	3,500,000
ケニア (植民地及保護領)	500,000	1,936,000	2,100,000	2,300,000	2,500,000	2,700,000	2,900,000	3,100,000	3,300,000	3,500,000
モリシヤス島及附属島	200,000	1,936,000	2,100,000	2,300,000	2,500,000	2,700,000	2,900,000	3,100,000	3,300,000	3,500,000
ヌヤサランド (保護領)	100,000	1,936,000	2,100,000	2,300,000	2,500,000	2,700,000	2,900,000	3,100,000	3,300,000	3,500,000

佛領赤道アフリカ <sup>(21)</sup>	佛領北アフリカ	アルゼリヤ <sup>(22)</sup>	モロッコ(保護領)	チュニス(保護領)	佛領西アフリカ	佛領東アフリカ	マダガスカル及附屬島嶼	レユニオン島	佛領ソマリランド	エチオピア <sup>(24)</sup>	伊太利帝國(アフリカの部) <sup>(25)</sup>	伊領東アフリカ	リビア	白領	白領コンゴ	葡領
10,564,000	2,487,000	2,759,322	2,104,644	398,677	1,558,830	4,701,755	592,200	2,251	22,700	3,517,000	2,448,870	1,735,300	1,759,500	2,336,813	2,058,947	2,058,947
1936	1936	1936	1936	1936	1936	1936	1936	1936	1937	1937	1937	1937	1936	1936	1936	1936
27,444	347,700	1,339,133	72,346,644	2,608,333	4,053,794	3,797,936	208,858	46,000	2,590,535	7,977,193	1,710,414	235,426	87,376	45,361	3,377,810	3,377,810
1.3	1.5	3.3	1.9	1.7	0.7	0.3	1.7	0.1	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官
1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938	1938
176,600	347	64,000	7,400	2,670	14,750	4,060	3,800	220	50	16,030	13,011	13,165	8,566	11,000	2,019	2,019
176.6	0.0	0.6	0.1	0.1	0.1	0.6	0.4	0.0	0.0	0.5	0.7	0.1	0.5	0.7	0.2	0.2





英 帝 國 (アメリカの部)

カ	ナ	ダ	ニユーファンランド	外に、ラブラドル半島	ベルムダ諸島	英領ギアナ	英領ホンジュラス	英領西印度諸島	フォークランド諸島	アルゼンチン	コロンビア	ペル	チ	キ	グ	エ	ボ	ガ	ハ	ウ	エル	ド	ニ	ホ	パ	コ
九、五九、三六	二〇、六七	〇、一、八六	〇、一、八六	〇、一、八六	〇、一、八六	三、三、三六	三、三、三六	一、五、七六	二、九、七二	一、三、九〇	一、三、九〇	七、四、七六	二、四、三六	九、二、〇〇	四、一、六八	一、三、三、〇八	一〇、七、四四	二、七、八四	一、八、六、九六	三、四、三六	五、〇、〇、四〇	一、一、八、四、五三	一、五、三、三三	四、〇、〇、五七	四、九、八、七二	四、九、八、七二
一九三一・六・一	一九三五・八・一	一九三一	一九三一	一九三一	一九三一	一九三一	一九三一	一九三一	一九三一	一九三一	一九三一	一九三一	一九三一	一九三一	一九三一	一九三一	一九三一	一九三一	一九三一	一九三一	一九三一	一九三一	一九三一	一九三一	一九三一	一九三一
一〇、三、七、七六	二、四、八、七三	四、七、七六	二、七、七六	三、〇、九、三三	二、五、三、四七	三、三、三、三六	三、三、三、三六	三、三、三、三六	三、三、三、三六	三、三、三、三六	三、三、三、三六	三、三、三、三六	三、三、三、三六	三、三、三、三六	三、三、三、三六	三、三、三、三六	三、三、三、三六	三、三、三、三六	三、三、三、三六	三、三、三、三六	三、三、三、三六	三、三、三、三六	三、三、三、三六	三、三、三、三六	三、三、三、三六	三、三、三、三六
五、三、七、四、五四	一、四、六、一、八〇	二、三、三、三	一、四、一、七、四	一、五、三、三、八	二、五、三、三、四	三、三、三、三、六	三、三、三、三、六	三、三、三、三、六	三、三、三、三、六	三、三、三、三、六	三、三、三、三、六	三、三、三、三、六	三、三、三、三、六	三、三、三、三、六	三、三、三、三、六	三、三、三、三、六	三、三、三、三、六	三、三、三、三、六	三、三、三、三、六	三、三、三、三、六	三、三、三、三、六	三、三、三、三、六	三、三、三、三、六	三、三、三、三、六	三、三、三、三、六	三、三、三、三、六
一・三六	〇・三〇	二・七	三・〇	〇・四	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三
官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官	官
一九三八・六・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一	一九三八・一・一
一、四、一、六	二、一、〇、九	二、八、九	三、五、七	四、二、五	五、〇、三	五、七、一	六、四、九	七、一、七	七、八、五	八、五、三	九、二、一	九、八、九	一〇、五、七	一一、二、五	一二、〇、三	一二、六、一	一三、二、九	一三、九、七	一四、六、五	一五、三、三	一六、〇、一	一六、六、九	一七、三、七	一八、〇、五	一八、六、三	一九、三、一

佛領	佛領西印度諸島	九四、三三六	一九三六・七・一	五九、〇〇〇	—	—	一九三七	六〇六	七・三
佛領	佛領ギアナ及イニシマ	三、三三六	—	五五、〇〇〇	—	—	一九三八・一・一	五九六	一八三・〇
和領	和領アンチル諸島	七四、〇一〇	一九三〇・一〇・一	三六、九六六	—	—	一九三八	—	〇・五
和領	和領ギアナ	一四一、九六五	一九二一	四七、四九九	—	—	一九三八	五八八	七・五
和領	和領アンチル諸島	一、〇四四	一九二一・一二・三二	一八三、七八五	—	—	一九三九	二七三	一・三
和領	和領ギアナ	一四〇、六六一	一九二一・七・三一	五九、九六三	—	—	一九三九	一〇一	九六・八
丁領	丁領グリーンランド	三、七五、〇〇〇	一九三〇・一〇・一	三、八三三	—	—	一九三八	一七一	一・二
英領	英領西印度諸島	八、五五六、〇〇〇	—	一六、六三〇	—	—	一九三六	一八	〇・〇
英領	英領西印度諸島	八、一七五、三九〇	—	—	—	—	一九三八	一〇、八〇〇	一・四
英領	英領西印度諸島	七、〇三、八六七	一九三三・六・三〇	六、六九、八九〇	—	—	一九三八	九、三三四	一・一
英領	英領西印度諸島	三、四四、四九〇	一九三三・六・三〇	三、三七一、二二	—	—	一九三九	六、九三〇	〇・九
英領	英領西印度諸島	三、四	一九三三・六・三〇	一、三三二	—	—	一九三六	一	三三・六
英領	英領西印度諸島	三、七、八五五	一九三六・三・二四	一、四九一、四八四	—	—	一九三九	一、六二九	六・〇
英領	英領西印度諸島	六、四	一九三六・一・一四	一七、五七七	—	—	一九三八	一八	三三・〇
英領	英領西印度諸島	五、〇、四〇〇	—	—	—	—	一九三七	三、九	七・五
英領	英領西印度諸島	一、七、六九九	—	三、九六、九〇〇	—	—	一九三八・七・一	四四七	二五・七
英領	英領西印度諸島	五、三三	一九三〇・四・一	一八、〇九九	—	—	一九三八	二二	四〇・一
英領	英領西印度諸島	一、六、六五六	—	三、八、三三六	—	—	一九三八	四二	二四・七
英領	英領西印度諸島	一、九七	—	一〇、〇五五	—	—	一九三八	三	三三・一
佛領	佛領南太平洋諸島	三、三、三三	一九三六	一〇三、一七九	—	—	一九三八	—	四・六
佛領	佛領南太平洋諸島	一、八、六五三	一九三六・七・一	五九、二七	—	—	一九三八	—	一〇・二
佛領	佛領南太平洋諸島	三、九六六	一九三六・五・三	四三、九六三	—	—	一九三八	—	一・〇
佛領	佛領南太平洋諸島	一、四、七六二	—	—	—	—	一九三八	—	三・六
佛領	佛領南太平洋諸島	二、四、五、九六六	—	—	—	—	一九三八	—	三・五

領方	領	領	領	領
ナウル島(委任統治)	三	一九三七・四・一	三、〇七九	一九三八・四・一
ニューギニア(委任統治)	二四〇、八六一	—	—	一九三八・四・一
西サモア(委任統治)	二、九四三	一九三六・一一・四	五五、九四六	一九三八・四・一
南洋群島(日本)	二、二四二	一九三六・一一・一	一〇七、一三七	一九三七・七・一
南極地方	10,000,000	—	—	—
英領	五,000,000	—	—	—
佛領	三二〇,000	—	—	—
米領	—	—	—	—

(備考) (1)面積中には湖沼面積を含む。(2)官は官廳公表の数字、「非」は然らざるもの。(3)人口密度は夫々最近の人口数により計算。(4)各別別面積の總計なり。(5)歐亞の地理的限界として東方に於てはウラル山脈並にオレンブルク、カタリネブルク及チエルヤビンスク地方の東邊を、南方に於てはコーカサス山脈々峰を採用。(6)波蘭及フィンランドより奪回されたる區域を除く。(7)連報数字なり。(8)東方の新領土並にオイベン、マルメチ及モレスネを含む。(9)なほ對ソ戦後の領土喪失を考慮せず。(10)極地の面積は六三、二九二平方、人口は二、三五〇人。(11)一九三六年中國國民政府が部分調査を基としを含まず。(12)ブーダンその他アラビアに於けるアデンの勢力圏(ソマトラ島及クリヤムリヤ諸島を含む)、パレン諸島、ヘドマウツ、カタール、コーウエイト、オースマン及海峽海峽。(13)兵員數〇〇三、八五七人。(14)英領北ボルネオ、ブルネイ及サラワク。(15)葡領印度(ゴア、ダマオ、ヂウ、澳門、チモル島)。(16)ドカネス諸島及天津租借地(面積〇・五方、人口七、九五三人)。(17)内歐洲人二、二〇三、八五七人。(18)アセンション、トリスタン及セントヘレナの諸島。(19)アンナン、タイ及北方區域を含む。(20)バスターランド、ベチエナナランド(保護領)及スラチランド。(21)赤道アフリカに於てアラブ委任統治領カメルーンより分離されたる區域を願慮せり。(22)全南後地帯を含む。(23)内無人島のケルゲル諸島の面積九、〇〇〇方、同じくクローゼット及マリオン、セントポール及アムステルダム諸島六七五方、(24)耕地面積のみ。全面積は約九四、〇〇〇方。人口中四〇、〇〇〇人は遊牧民。(25)エチオピア帝國。その他エリトリア及伊領ソマリランド。(26)人口調査は土著人口にのみ行はれた。非土著人口は一九三五年五月二日現在に四五、七五〇人。(27)ベルデ諸島、セントトーマス島及プリンセス島。(28)西領モロッコ及地 Prestios, Ce, La, Melilla 等。その他フェルナンド、西サハラ、リオムニ(西領ギニア)及其の前の諸島。(29)無水地面積(三、一〇〇方)に對する人口密度なり。(30)土人を除く(純種土人は一九三五年六月三十日現在調査によれば五四、三七八人。混血は一九三三年六月三十日現在調査によれば一九、四六七人)。(31)一九三七年六月三十日現在の調査によれば外に五二、八三五人の純種土人と二三、九五〇人の混血あり。(32)外にマオリ人八二、三二六人。(33)クック諸島その他ニウ、ケルマデク及ニオンの諸諸島。(34)フィジー、トンガ(フレンドリー)、ソロモン、ジルバート、エリス、フエニツタスの諸諸島。(35)ビスマルク諸島及獨逸領ソロモン諸島を含む。(36)サワイ及アボルの兩島。(37)マリアナ、カロリン及マーシャルの諸諸島。(38)サイルクスランド。(39)ブーザエツト島(五八方)、ヘテロー一世諸島(二四三方)、その他西はブーザエツト諸島より東はオーストラリアの附屬島嶼の間にある全地域。

近代獨逸に於ける  
疾病別死亡率の低下

人口一萬五千以上の上の市町村  
合計各項人口十萬に付

年次	天然痘	麻疹及風疹	猩紅熱	チフテリ	結核
八七	—	二七・六	五・八	九・八	三五
八八	—	三・五	二・二	九・三	四六
八九	—	二・七	一・七	九・七	三〇
九〇	—	三・九	二・〇	八・四	三五
九一	—	二・六	一・九	八・一	二五
九二	—	三・三	一・七	八・一	二〇
九三	—	三・八	一・四	八・九	一八
九四	—	四・六	一・四	八・九	一五
九五	—	三・八	一・四	八・九	一六

(カイザー著「獨逸人口史」より)